

単位型投信／内外／資産複合

国際金融機関債ファンド (為替ヘッジあり)2014-11



ファンドに係るリスクについて

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「劣後債および優先証券固有のリスク」、「金利変動リスク」、「信用リスク」および「特定の業種への集中投資リスク」等があります。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

ファンドに係る主な費用について ファンドへの投資に伴う主な費用は以下の通りです。

- 購入時手数料
- 信託財産留保額
- 運用管理費用(信託報酬)
- その他の費用・手数料

本資料は投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

- 設定・運用は



十六銀行

株式会社十六銀行

登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号

加入協会:日本証券業協会／一般社団法人金融先物取引業協会

国際投信投資顧問

国際投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

巻末の「本資料に関してご留意頂きたい事項」を必ずご覧ください。

ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

世界各国の金融機関が発行する劣後債と優先証券等を主要投資対象とします。

- ポートフォリオの当初構築時において、世界各国の金融機関のうち G-SIFIs (ジーシフィーズ)^{*1}に選定された金融機関およびその関連会社^{*2}が発行する、劣後債と優先証券に、当ファンドの純資産総額の50%以上を投資します。

*1 G-SIFIs (ジーシフィーズ)とは、Global Systemically Important Financial Institutionsの略で、各国の金融監督当局等で構成され国際金融に関する措置・規制・監督等の役割を担う金融安定理事会(FSB)によって選定される、グローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関のことをいいます。

*2 関連会社とは、原則として100%の資本関係を有する会社のことをいいます。また、これら金融機関およびその関連会社が自己資本拡充の目的で設立する特別目的会社等を含みます。

- 劣後債と優先証券等の発行体格付け^{*3}は、当該証券の取得時において原則として BBB マイナス格相当以上とします。

*3 金融機関の関連会社が発行する証券に投資する場合は、その関連会社の親会社等の発行体格付けを適用します。なお、劣後債および優先証券においては、一般的に発行体格付と銘柄格付は異なり、銘柄格付は発行体格付と比較して低くなる傾向があります。

特色1

当ファンドは信託期間が約3年10ヶ月の単位型の投資信託です。

投資を行う劣後債と優先証券等は、原則として、取得時において当ファンドの信託期間終了前に満期償還日または繰上償還^{*4}の可能日が到来するものとします。

*4 繰上償還とは、早期償還や買入消却等による償還をいいます。一般的に、劣後債や優先証券が繰上償還される場合には額面で償還されます。

- 当ファンドの信託期間は、平成 26 年 11 月 25 日から平成 30 年 9 月 14 日までです。

- 当ファンドが投資する劣後債と優先証券等の、信託期間内に償還された償還金や、利息または配当収入および途中売却した際の売却代金などは、原則として再投資します。その際には、普通社債等にも投資する場合があります。なお、残存信託期間等の事情によっては、普通社債等への投資割合が当ファンドの純資産総額の50%以上となる場合があります。

繰上償還が見送られた証券などについては、最終的に時価で売却することになります。その場合の売却価格は償還価格(一般的には額面)を下回ることがあります。

特色2

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

特色3

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1～特色3のような運用ができない場合があります。

特色4

年2回決算を行い、収益の分配を行います。

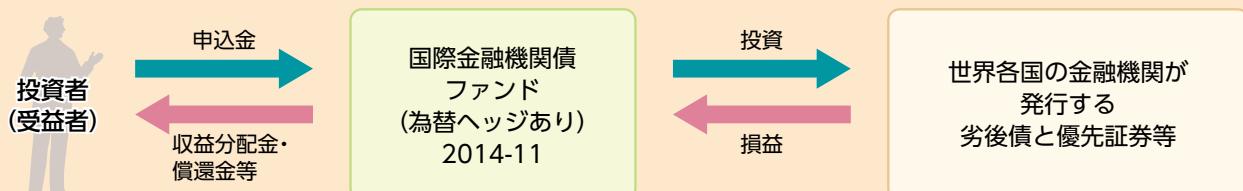
- 毎年3月14日および9月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

■ ファンドのしくみ



投資リスク

主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。
くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

劣後債および優先証券固有のリスク

<法的弁済順位が劣後するリスク>

一般的に、劣後債および優先証券の法的弁済順位は、普通株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等に陥った場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元利金の支払いを受けることができません。また、発行体が経営不安、倒産、国有化などに陥った場合には、劣後債および優先証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあります。この場合には当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

<繰上償還延期リスク>

一般的に、繰上償還条項が付与されている劣後債および優先証券において、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債および優先証券は、市場環境などの要因によって、予定された期日に繰上償還が行われなかつた場合には、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合には、当該劣後債および優先証券の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額および償還価額に大きな影響を及ぼす可能性があります。

<利息、配当または元本の支払いに関するリスク>

劣後債および優先証券には、利息、配当の支払繰延条項等が付与されているものがあり、発行体の財務状況や収益動向等の要因により、利息、配当の支払いが繰延べまたは停止される可能性や、利息、配当または元本が減額される可能性があります。

金利変動リスク

投資している有価証券等の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に有価証券等の価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。発行体の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により証券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

特定の業種への集中投資リスク

当ファンドは金融機関が発行する有価証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の財務状況および収益動向等に加え、金融機関を監督する金融当局の政策方針など金融業種固有の要因による影響を受けます。したがって、集中投資を行わないファンドと比較して、基準価額の変動が大きくなる場合があります。金融機関の財務状況に対する懸念の高まりや金融規制の変化等により、有価証券の価格が下落した場合は、当ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に劣後債や優先証券は一般の公社債と比較して市場規模が小さく流動性が低いため、市場実勢より大幅に低い価格で売却しなければならないことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、外貨建の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません)。組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかるごとにご留意ください。

本資料で使用している指標について

バークレイズ・インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(バークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズに帰属します。

当ファンドのポイント

ポイント1

相対的に高い利回りが期待される証券に投資

劣後債や優先証券は同じ金融機関が発行する普通社債と比べて相対的に高い利回りが期待されます。

ポイント2

世界を代表する金融機関が発行する証券に投資

G-SIFIsに選定された金融機関が発行する劣後債と優先証券を中心に投資します。

ポイント3

自己資本規制の強化に伴う収益機会

金融機関が自己資本比率を高めることで、信用力の向上が期待されます。

自己資本規制強化の影響等により、段階的に自己資本への組入れが認められなくなる劣後債や優先証券の繰上償還の動きが強まることが予想されます。

ポイント1 相対的に高い利回りが期待される証券に投資

金融機関債とは

●金融機関債とは、金融機関が発行する普通社債、劣後債および優先証券をいいます。

●劣後債および優先証券は、普通社債と普通株式の中間的性質を有する証券です。

債券としての性質

- ・クーポン(利息または配当)を受け取ることができます。
- ・償還時には、原則として、額面金額を受け取ることができます。

株式としての性質

- ・発行体の財務状況等により、利息または配当の支払いや繰上償還が見送られることがあります。相対的に発行体の資本に近い性質を持っています。



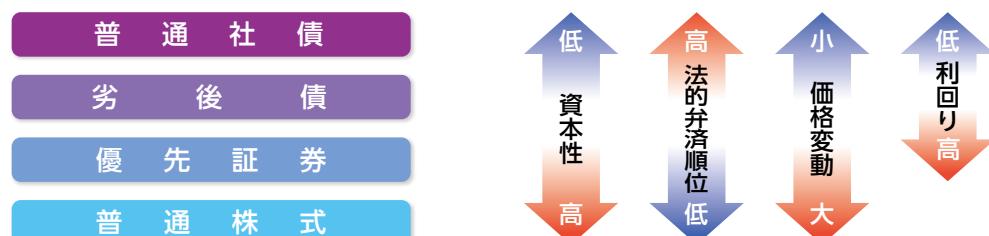
●当ファンドは、金融機関債のなかでも、相対的に高い利回りが期待できる劣後債と優先証券に着目した運用^{*1}を行います。

●劣後債と優先証券は普通社債に比べ、一般的に法的弁済順位^{*2}が低く、利回りは相対的に高くなる傾向があります。

*1 普通社債等にも投資する場合があります。なお、残存信託期間等の事情によっては、普通社債等への投資割合が当ファンドの純資産総額の50%以上となる場合があります。

*2 法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、元利金、残余財産が弁済される順位をいいます。

■劣後債と優先証券のイメージ図

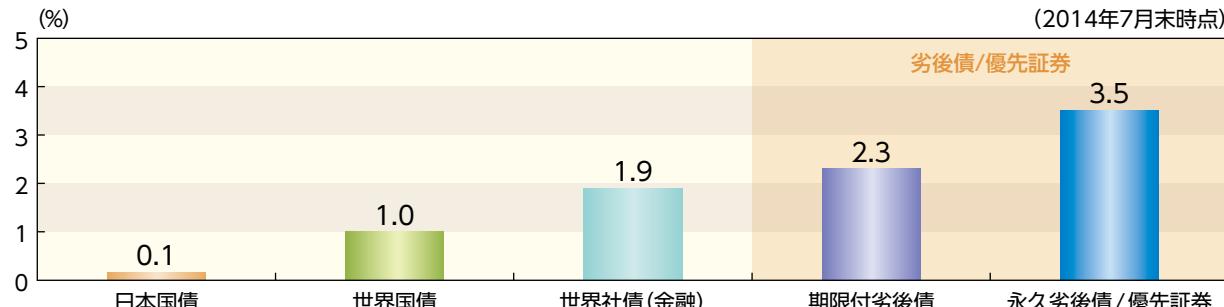


※上記は、劣後債と優先証券に関する一般的な内容を示したものであり、上記に当てはまらない場合があります。また、必ずしもすべてを表すものではありません。

魅力的な劣後債と優先証券の利回り

●劣後債と優先証券は、一般的に国債や社債と比較して相対的に高い利回りが期待されます。

■主要な債券インデックス(3~5年)との利回り比較



(出所) バークレイズのデータを基に国際投信投資顧問作成

*劣後債には、償還期限の定めがある期限付劣後債と定めのない永久劣後債があります。

*日本国債=バークレイズ日本国債(3~5年)インデックス、世界国債=バークレイズ・グローバル国債(3~5年)インデックス、世界社債(金融)=バークレイズ・グローバル

総合:社債(金融)インデックスの残存年限3~5年部分、期限付劣後債=バークレイズ・グローバル優先証券(Lower Tier 2)インデックスの残存年限3~5年部分、永久劣後債/優先証券=バークレイズ・グローバル優先証券(Tier 1)インデックスの残存年限3~5年部分の利回りを使用しています。

ポイント 2 世界を代表する金融機関が発行する証券に投資

- ポートフォリオの当初構築時において、世界各国の金融機関のうち G-SIFIs に選定された金融機関およびその関連会社が発行する劣後債と優先証券に、当ファンドの純資産総額の 50%以上を投資します。
- G-SIFIs は、世界を代表する金融機関であり、金融システムや世界経済に与える影響が極めて大きいため、その他金融機関よりも高い財務健全性が求められます。
- 劣後債と優先証券等の発行体格付けは、当該証券の取得時において原則として BBB マイナス格相当以上とします。

G-SIFIsとは…

Global Systemically Important Financial Institutions の略で、各国の金融監督当局等で構成され国際金融に関する措置・規制・監督等の役割を担う金融安定理事会(FSB)によって選定される、グローバルな金融システムの維持・安定に欠かせない重要な金融機関のことをいいます。2014年7月末時点において、以下の38の金融機関が選定されています。なお、G-SIFIs のリストは原則として毎年更新されるため、今後変更となる場合があります。

I G-SIFIsに選定されている金融機関一覧 (2014年7月末時点)

欧州							
国	名称	発行体格付け	国	名称	発行体格付け		
イギリス	HSBC	AA-	スイス	クレディ・スイス	A		
	スタンダードチャータード	AA-		UBS	A		
	ブルデンシャル	A+		スペイン	サンタンデール	A-	
	バークレイズ	A			BBVA	A-	
	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド	A			イタリア	ゼネラリ保険	A-
	アビバ	A-				ユニクレディット・グループ	BBB+
フランス	BNP/パリバ	A+	オランダ			アイエヌジーバンク	A+
	クレディ・アグリコル・グループ	A				ノルデア	AA-
	ソシエテ ジェネラル	A		ドイツ		アリアンツ	AA
	BPCEグループ	A				ドイツ銀行	A+
	アクサ	A					

アジア		
国	名称	発行体格付け
日本	みずほフィナンシャルグループ	A
	三井住友フィナンシャルグループ	A
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	A
中国	中国銀行	A
	中国工商銀行	A
	中国平安保険	—

米国		
国	名称	発行体格付け
米国	ウェルズ・ファーゴ	AA-
	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	AA-
	JPモルガン・チェース	A+
	ステート・ストリート	A+
	ゴールドマン・サックス	A
	シティグループ	A
	バンク・オブ・アメリカ	A
	モルガン・スタンレー	A
	ブルデンシャル・ファイナンシャル	A
	メットライフ	A
アメリカン・インターナショナル・グループ	A-	

(出所) 金融安定理事会(FSB)の資料、Bloombergのデータを基に国際投信投資顧問作成

*発行体格付けは、2014年7月末時点のS&P社、Moody's社、Fitch社の3社のうち、最も高い格付けを採用し、S&P社の表示方法で記載しています。なお、中国平安保険はこれら3社から発行体格付けを取得ていません。

*クレディ・アグリコル・グループの発行体格付けは、クレディ・アグリコルの発行体格付けを使用しています。

*上記の格付けは、発行体格付けであり、投資対象とする証券の銘柄格付けではありません。

*発行体格付けは、各金融機関のグループに対するものを含みます。

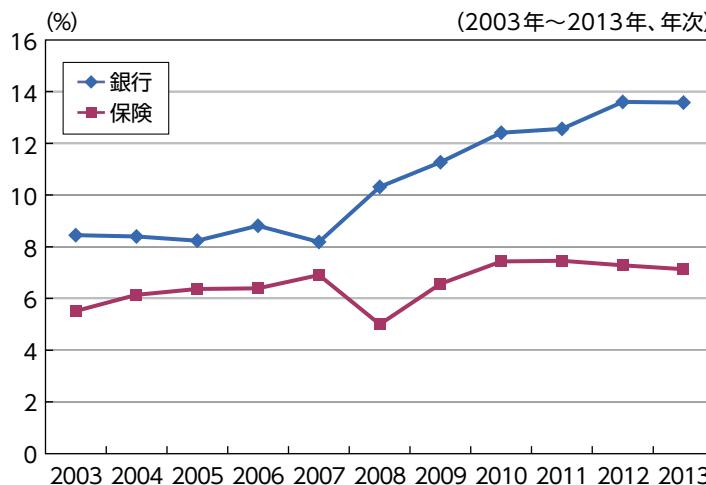
*当ファンドは、G-SIFIsに選定された金融機関のすべてに投資するものではありません。

ポイント3 自己資本規制の強化に伴う収益機会

金融機関の信用力向上

- 世界規模の金融危機を防ぐため、金融機関の自己資本の充実を図る等の国際的な自己資本規制(バーゼルⅢの導入等)の強化が進んでいます。
- 特に、G-SIFIsに選定された金融機関は、その他の金融機関と比較してより厳しい自己資本比率等の規制が課せられます。
- 自己資本規制へ対応するため、金融機関が自己資本比率を高めることで、信用力の向上が期待されます。

G-SIFIsに選定された金融機関の自己資本比率推移



(出所) 金融安定理事会(FSB)、Bloombergのデータを基に国際投信投資顧問作成

※2014年7月末時点ではFSBにより選定されているG-SIFIsを基に算出しています。

※上記は、G-SIFIsのうちデータが取得できる金融機関の自己資本比率(銀行はTier 1自己資本比率)を国際投信投資顧問が単純平均した値を用いています。

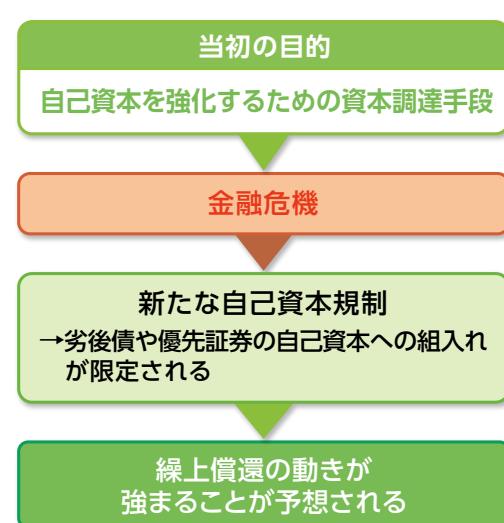
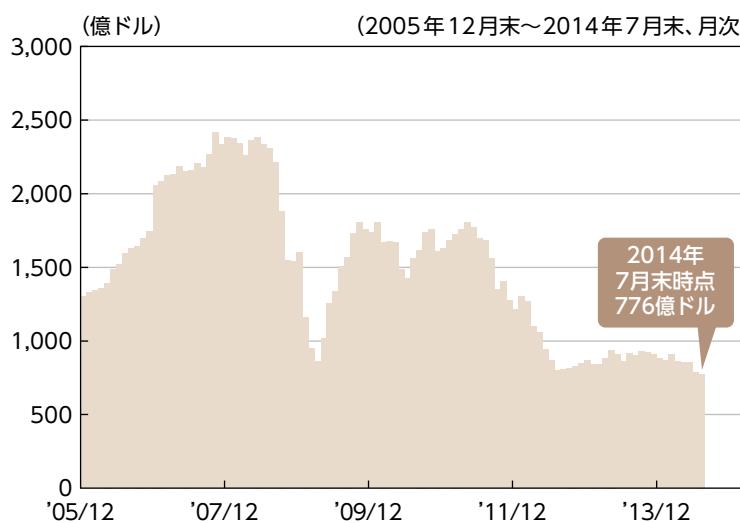


良好な需給環境

- 新たな自己資本規制のもとでは、金融機関(銀行)の自己資本の定義が厳格化されます。
- 自己資本規制強化の影響等により、段階的に自己資本への組入れが認められなくなる劣後債や優先証券の繰上償還の動きが強まることが予想されます。
- 「相対的な利回りの高さ」に加え、「需給の良好さ」にも後押しされ、劣後債と優先証券の投資妙味は向上すると考えられます。

※劣後債や優先証券のすべてについて、金融機関の自己資本への組入れが認められなくなるわけではありません。

劣後債/優先証券の市場規模推移



(出所) バークレイズのデータを基に国際投信投資顧問作成

※バークレイズ・グローバル優先証券:銀行(Tier 1)インデックスおよびバークレイズ・グローバル優先証券:保険(Tier 1)インデックスを基に国際投信投資顧問が算出しています。

(ご参考) モデル・ポートフォリオ

●2014年7月末時点の当ファンドのモデル・ポートフォリオは以下の通りです。

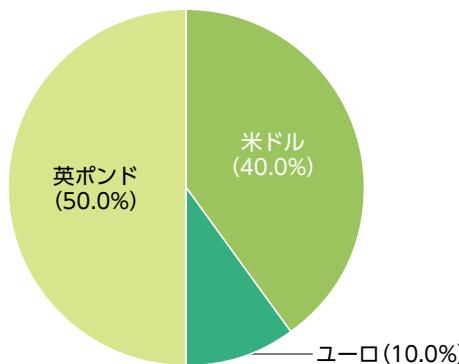
■ ポートフォリオ特性

最終利回り	3.69%
直接利回り	5.96%
為替ヘッジコスト(試算値)	0.23%
平均銘柄格付け	BBB格
銘柄数	20銘柄
発行体数	18発行体

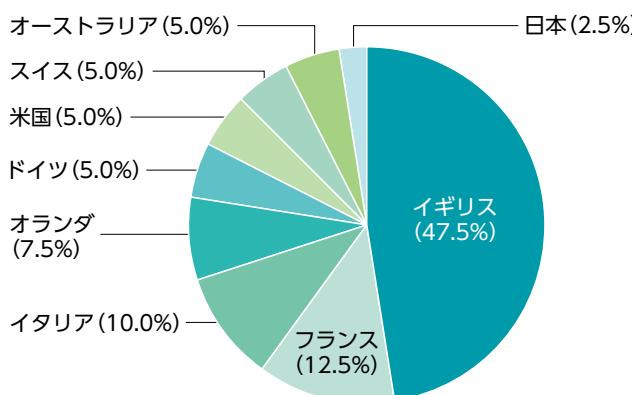
■ 発行体別構成比率

G-SIFIsに選定された金融機関 およびその関連会社	67.5%
その他	32.5%

■ 通貨別構成比率



■ 発行体国別構成比率



(出所) 国際投信投資顧問作成

*最終利回りは、次回の線上償還の可能日に償還されるものとして計算しています。

*為替ヘッジコスト(試算値)は、簡便的に日本と各国・地域の短期金利差をモデル・ポートフォリオの通貨別構成比率で加重平均して算出しています。短期金利は、日本、米国、イギリス、ユーロ圏とも1ヵ月LIBORを使用しています。

*格付けは、発行体格付けおよび銘柄格付けとともに、S&P社、Moody's社、Fitch社の3社のうち、最も高い格付けを採用し、S&P社の表示方法で記載しています。

*平均銘柄格付けは、基準日時点においてモデル・ポートフォリオが保有している証券の銘柄格付けを純資産に対する構成比率で加重平均したものであり、ファンドに係る格付けではありません。

*発行体については、関連会社(自己資本拡充の目的で設立する特別目的会社等を含む)が発行する証券に投資する場合、当該関連会社の親会社等に当たる金融機関に含めて計算しています。

上記は、国際投信投資顧問が当ファンドの運用プロセスに基づき、2014年7月末時点においてモデル・ポートフォリオを構築したものであり、実際の投資内容とは異なります。また、当ファンドの将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

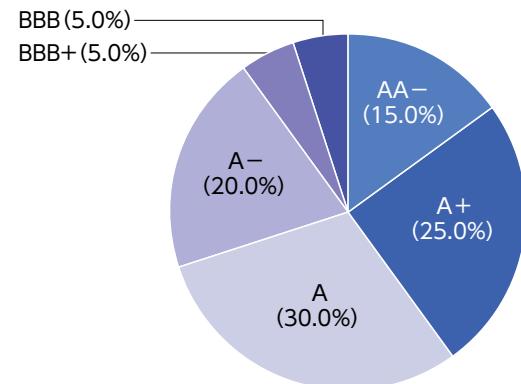
■ (ご参考) 繰上償還の可能日までの期間別構成比率



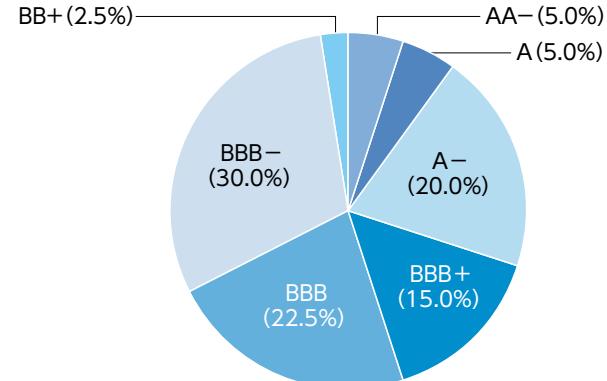
2014年11月25日からの残存年数

*上記は、2014年11月25日を基準日として計算しています。
※平均残存年数は、次回の繰上償還の可能日に償還されるものとして計算しています。

■ 発行体格付け別構成比率



■ 銘柄格付け別構成比率(ご参考)



手続・手数料等

お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 株式会社十六銀行でお申込みの場合 -



お申込みメモ

 購入時	購入の申込期間	平成26年10月14日から平成26年11月21日まで ただし、日本における販売会社の営業日に限ります。 なお、十六銀行の場合、平成26年11月4日からのお取扱いとなります。
	購入単位	販売会社が定める単位
	購入価額	1口当たり1円
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位
	換金価額	換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額*を差引いた価額 *換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額とします。
	換金代金	原則として、換金受付日から起算して6営業日目から、販売会社にてお支払いします。
 換金の申込について	換金の申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかが休業日の場合には、換金はできません。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はできません。
 その他	信託期間	平成30年9月14日まで(平成26年11月25日設定)
	繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または5億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。
	決算日	毎年3月14日および9月14日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	半年ごとに(年2回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 課税上の取扱いは株式投資信託となります。
	課税関係	公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 上限1.62%(税込) (上限1.50%(税抜)) がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)
信託財産留保額	換金受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.7992%(税込) (年率0.7400%(税抜)) をかけた額とします。
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.00432%(税込)(年率0.00400%(税抜))以内をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社／国際投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

加入協会：一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社／三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

販売会社／販売会社の照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

TEL: 0120-759311(フリーダイヤル)

受付時間／営業日の9:00～17:00

●ホームページアドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

●携帯電話サイト：<http://www.kokusai-am.co.jp/i/>

携帯電話で右のQRコードを読み取るか、アドレスをご登録ください。

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は国際投信投資顧問が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡ししますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。○銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。

○本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行わない場合もあります。○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。